

自転車も 2026年4月1日 交通反則通告制度開始

青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者やほかの車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。



信号無視 6,000 円
点滅信号を無視した場合 5,000 円



一時不停止
5,000 円



右側通行
6,000 円



携帯電話使用等(保持)
12,000 円



遮断踏切立入り
7,000 円



制動装置(ブレーキ)不良
5,000 円

重大な違反をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続き（赤切符）で検挙されます。
（酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等）

さらに

信号無視などの 16 種類の交通違反で、3 年以内に 2 回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

運転免許の手続きをされる外国籍の方へ

2025年10月1日から下記の書類が必要となりました

- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・在留期間等記載住民票

持参されていない方は、必要書類を準備してから再来場を願います。
詳細については、警察庁ホームページをご確認ください。